

## 令和2年 第2回 東彼杵町議会定例会会議録

令和2年第2回東彼杵町議会定例会は、令和2年6月10日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	立山 裕次 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	浦 富男 君
9番	橋村 孝彦 君	10番	森 敏則 君
11番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	森 隆志 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	構 浩光 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	工藤 政昭 君
農 委 局 長	(高月 淳一郎 君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	まちづくり課長	岡田 半二郎 君
建 設 課 長	楠本 信宏 君	教 育 次 長	岡木 徳人 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	滝川 千香子 君
--------	---------	-----	----------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第1	報告第3号	専決処分に関する報告について (東彼杵町税条例等の一部を改正する条例)
日程第2	報告第4号	専決処分に関する報告について (東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第3	報告第5号	専決処分に関する報告について (東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例)
日程第4	報告第6号	専決処分に関する報告について (令和元年度東彼杵町一般会計補正予算(第8号))
日程第5	報告第7号	専決処分に関する報告について (令和元年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号))

- 日程第 6 報告第 8 号 専決処分に関する報告について  
(令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第 5 号))
- 日程第 7 報告第 9 号 専決処分に関する報告について  
(令和元年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号))
- 日程第 8 報告第 10 号 専決処分に関する報告について  
(令和元年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号))
- 日程第 9 報告第 11 号 専決処分に関する報告について  
(令和元年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号))
- 日程第 10 報告第 12 号 専決処分に関する報告について  
(令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 号))
- 日程第 11 議案第 40 号 東彼杵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 41 号 東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 42 号 東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 43 号 東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 44 号 東彼杵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 45 号 令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 17 議案第 46 号 令和 2 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 18 議案第 47 号 令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 19 議案第 48 号 令和 2 年度東彼杵町水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 20 議案第 49 号 令和 2 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 21 議案第 50 号 東彼杵町教育委員会委員の任命について
- 日程第 22 報告第 13 号 継続費に関する報告について  
(令和元年度東彼杵町一般会計)
- 日程第 23 報告第 14 号 繰越明許費に関する報告について  
(令和元年度東彼杵町一般会計)
- 日程第 24 議案第 15 号 繰越明許費に関する報告について  
(令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計)

## 6 散 会

## 開 会（午前9時27分）

### ○議長（吉永秀俊君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

まず、議事に入ります前に、昨日の尾上議員の一般質問に対する保留分がございましたので、農林水産課長から答弁をさせます。農林水産課長。

### ○農林水産課長（高月淳一郎君）

昨日の尾上議員の質問に対して2点保留をしておりましたので回答させていただきます。

まず、昨年中に箱わなの免許を取得された方、町内で1名でございました。元年度中に、箱わなの免許を取得された方は1名でございました。

そして、東彼3町の広域合併協議会からの箱わな等の貸与ですけれど、小型箱わなが16基、大型箱わなが18基、そして、電気止め刺し器が10基、これが広域の協議会から東彼杵町へ貸与されて、東彼杵町から猟友会の方へ、再度貸与しているということでございます。以上でございます。

### ○議長（吉永秀俊君）

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから議事に入ります。

- 日程第1 報告第3号 専決処分に関する報告について  
(東彼杵町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第2 報告第4号 専決処分に関する報告について  
(東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第3 報告第5号 専決処分に関する報告について  
(東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例)

### ○議長（吉永秀俊君）

日程第1、報告第3号専決処分に関する報告について（東彼杵町税条例等一部を改正する条例）、日程第2、報告第4号専決処分に関する報告について（東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、日程第3、報告第5号専決処分に関する報告について（東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例）、以上3件を一括議題とします。本件について、説明をそれぞれ求めます。町長。

### ○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。

それではご説明をいたします。報告第3号専決処分に関する報告であります。東彼杵町税条例等の一部を改正する条例。次に、報告第4号、東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。以上2件につきましては、税財政課長に説明をさせます。

次に、報告第5号、東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康ほけん課

長に説明させます。よろしくお願ひいたします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり、報告第3号についてご説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日に施行されることに伴い、東彼杵町税条例についても改正を行い3月31日付で専決処分をしたものになります。また、改正は3条立てになっており、1条と2条は、施行日に分けた東彼杵町税条例の改正、3条は平成31年の改正条例を改正するものになります。

配布しております資料、東彼杵町税条例の改正概要をご覧ください。こちらで、主な改正内容についてご説明したいと思います。

資料の表の左側、条項欄では上から5段目、第31条2項3項になります。これは企業グループ間の法人税の申告において、連結納税制度が廃止され、新たにグループ通算制度が導入されたことによる地方税法の改正に併せて規定の整備を行ったものになります。

その下、第34条の2になります。これは、住民税の所得控除のうち、寡婦控除を見直し、新たに1人親控除が創設されたことによる改正になります。所得制限はありますが、子どもを育てる1人親と定義しており、婚姻暦の有無は除外されています。以前は未婚の1人親の場合、寡婦控除の適用がありませんでしたが、解消されており、また、男性の1人親と女性の1人親の場合も格差がありました。これも解消されています。

資料の2ページの方をお願いします。上から6段目の第54条第5項になります。固定資産税において、土地家屋の所有者が不明の場合、使用者を所有者と見なし課税することができる規定を新設しております。

その6つ下になります。第74条の3をお願いします。土地や建物の所有者が死亡している場合、その相続人所有者に対し、所有者である申告を求めることができる規定を新設をしております。

その2つ下、第94条第2項になります。使われているたばこの葉の量が少ない、いわゆる軽量たばこについて、通常の紙巻きたばここと同等の税負担になるよう改正しております。なお、改正については、段階的な措置として今年10月と来年10月の2回にわたって税の引上げが行われます。

資料の3ページになります。下から2段目の附則第17条第1項になります。低未利用地の活用を促す目的として、個人の都市計画区域内にある低未利用地を売却した場合、住民税において特別控除の適用が受けられるよう改正され、規定の整備を行ったものになります。

東彼杵町税条例の主な改正については以上になります。

その他、ご説明しなかった部分につきましても、地方税の改正に併せて、規定の整備を行ったものになります。

また、東彼杵町税条例等の一部を改正する条例の第3条部分、また附則部分に上げております平成27年以降の改正条例に対する改正条例は、元号が変わったことにより規定の整備を行ったものになります。

なお、施行日につきましては、令和2年4月1日になりますけれども、資料の条項の部分に※印で施行日が記載してあるものは、記載日付が施行日になります。東彼杵町税条例等の一部を改正する条例につきましてはの説明は以上になります。

引き続き、報告第4号東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

こちらにつきましても、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日に施行されることに伴い、東彼杵町国民健康保険税条例についても改正を行い3月31日付で専決処分したものです。

改正の内容についてご説明いたします。資料の東彼杵町国民健康保険税条例の改正概要をご覧ください。

第2条につきましては、国民健康保険税医療分の課税限度額を63万円に、また介護分の課税限度額を17万円に引き上げる改正を行っております。

そして、その下、第23条は、国民健康保険税を軽減する制度において、5割軽減と2割軽減の所得判定に用いる被保険者数に乗する金額を、それぞれ28万5000円と52万円に拡充する改正を行っております。

その下、附則第4項、第5項につきましても、地方税法で新たに定められました低未利用土地に関する譲渡所得の特例について、国民健康保険税についても定めたものになります。

これらの改正につきましては、施行日は令和2年4月1日になります。なお、附則部分につきましては資料記載の日付となっています。

東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に関する説明は以上になります。よろしく願いいたします。

#### ○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

#### ○健康ほけん課長（構浩光君）

報告第5号東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例です。理由としましては、介護保険法施行令及び医療介護総合確保推進法第5条による介護保険法の一部改正に伴い、介護保険料の低所得段階にあたる第1段階から第3段階において、介護保険料の軽減幅を変更することによるものです。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、昨年度の消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みが設けられ、昨年度に続き、低所得者の保険料軽減の改正を行うものです。

新旧対照表をお開きください。改正前の第2条第1項の平成32年度を令和2年度に改め、第2項の1行目の第1項を前項に、また、改正前の2行目の平成30年度を令和2年度に改め、同号の規定にかかわらずから4行目における保険料率はを削除し、2万4300円を1万9440円に改めました。

第3項の改正前の2行目、平成31年度から平成32年度までの各年度を令和2年度に改め、改正

前の3行目、4行目の2万4300円を1万9440円、また4万500円を3万2400円に改めました。

第4項の改正前1行目、前2項を第2項に改め、2行目の平成31年度から平成32年度までの各年度を令和2年度に、次ページの2万4300円を1万9440円、また4万6980円を4万5360円に改めました。

今回の改正で、第1段階が2万4300円から1万9440円、第2段階が4万500円から3万2400円、第3段階が4万6980円が4万5360円となっております。

附則、施行期日は、この条例は令和2年4月1日から施行する。経過措置に、改正後の東彼杵町介護保険条例第2条の規定は、令和2年度の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお、従前の例による。よろしくお願いいたします。

#### ○議長（吉永秀俊君）

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第3号、報告第4号、報告第5号を終わります。

### 日程第4 報告第6号 専決処分に関する報告について (令和元年度東彼杵町一般会計補正予算(第8号))

#### ○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第4、報告第6号専決処分に関する報告について（令和元年度東彼杵町一般会計補正予算(第8号)）を議題とします。本件について説明を求めます。町長。

#### ○町長（岡田伊一郎君）

それではご説明いたします。専決処分に関する報告第6号でございます。令和元年度東彼杵町一般会計補正予算(第8号)について、歳入歳出それぞれ1453万7000円を減額し、予算の総額をそれぞれ48億3400万円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出で、決算見込みによる削減と、剰余金見込みによる積み立てとして庁舎整備3000万円、下水道事業5500万円、教育文化施設3500万円となっております。

歳入では、特定財源の減額として国庫支出金2373万2000円、県支出金1343万2000円の減額、一般財源として町税534万6000円、地方交付税6030万1000円、財産収入1837万5000円の追加計上をしたものであります。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。よろしく申し上げます。税財政課長。

#### ○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

#### ○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり、報告第6号についてご説明いたします。

令和元年度東彼杵町一般会計補正予算(第8号)は、先の町議会定例会後において、歳入歳出の見込額に増減が生じたものについて、予算の補正を専決処分で行ったものです。

それでは、内容についてご説明をいたします。資料の 36 ページをご覧ください。このページ以降は歳出の部分になっております。

37 ページ、2 款 1 項 5 目財産管理費 25 節積立金のふるさと創生事業基金積立金は、ふるさと応援寄附金に関する経費の決算余剰金見込により追加の積立を行うものとして 907 万 8000 円追加いたしました。また、庁舎整備基金積立金につきましても、決算余剰金による積立として 3000 万円計上しております。

次に 48 ページをお願いします。6 款 2 項 1 目林業総務費 25 節積立金。こちら森林環境事業の事務費の余剰金より、森林環境譲与税基金積立金へ 45 万 2000 円追加いたしました。

51 ページをお願いします。8 款 5 項 2 目公共下水道費 25 節積立金は、下水道事業基金積立金へ、決算余剰金見込みからの積立として 5500 万円計上しております。

54 ページをお願いします。10 款 1 項 2 目事務局費 25 節積立金。こちらにつきましても、教育文化施設整備基金積立金へ余剰金より 3500 万円を追加しております。

歳出に関しましては、今説明したものの他は、事務、事業の実績により残額の減額整理を行ったものになります。

また、括弧して財源更正と書かれましたものにつきましては、国庫の補助の変更や基金充当などにより該当事業の財源内訳の更正を行ったものになります。

続きまして 9 ページをご覧ください。このページ以降歳入になります。1 款 1 項 1 目個人町民税 534 万 6000 円は、決算見込みにより増額計上しております。

次に 22 ページをお願いします。12 款 1 項 1 目地方交付税は、交付税の確定に伴い 6030 万 1000 円追加しております。なお、今年度の地方交付税総額は、19 億 6385 万 8000 円となり、昨年度より 3107 万 6000 円増となっております。また、総額のうち特別交付税額は 1 億 4030 万 1000 円となっております。

31 ページをお願いいたします。18 款 2 項 1 目不動産売払収入は、蔵本郷の町有地を認定こども園に払い下げ 3 月に入金がありましたので、1837 万 5000 円を追加計上しております。

歳入に関しましては、今説明したものの他は、交付額の確定や実績に基づいて増減を行ったものになります。

続きまして、6 ページをご覧ください。地方債につきましても補正を行っておりますので、内容につきましてはこちらの表でご確認をお願いいたします。

戻っていただいて、1 ページから 5 ページは歳入歳出の積み上げになり、合計では 1453 万 7000 円を減額しております。本年度の最終予算額は 48 億 3400 万円になり、対前年度比では 600 万円の減、パーセントで 0.1%の減となっております。説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 6 号を終わります。

日程第 5 報告第 7 号 専決処分に関する報告について

(令和元年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号))

日程第6 報告第8号 専決処分に関する報告について

(令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第5号))

日程第7 報告第9号 専決処分に関する報告について

(令和元年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))

○議長(吉永秀俊君)

次に、日程第5、報告第7号専決処分に関する報告について(令和元年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号))、日程第6、報告第8号専決処分に関する報告について(令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第5号))、日程第7、報告第9号専決処分に関する報告について(令和元年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))、以上3件を一括議題とします。本件について、説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長(岡田伊一郎君)

それではご説明いたします。専決処分に関する報告第7号でございます。令和元年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、歳入歳出につきまして、それぞれ342万9000円を減額し、予算の総額をそれぞれ12億2153万7000円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出で、保険給付費と特定健診委託料の減額。歳入では、保険給付費等交付金と一般会計繰入金の減額、前年度繰越金を追加計上したものであります。

次に、専決処分に関する報告第8号でございます。令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)につきまして、歳入歳出それぞれ1948万9000円を減額し、予算の総額をそれぞれ8億3297万3000円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出で保険給付費3661万2000円を減額、介護保険基金積立金1712万3000円を追加しております。

歳入では、国庫支出金933万5000円、支払基金交付金988万4000円等を減額し、繰越金967万1000円を追加計上したものであります。

次に、専決処分に関する報告第9号でございます。令和元年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、歳入歳出それぞれ6000円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億1100万6000円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出で総務費で29万9000円を減額、後期高齢者医療広域連合給付金30万5000円を追加し、歳入では、一般会計繰入金63万6000円等を減額し、前年度繰越金97万5000円等を追加計上したものであります。それぞれ詳細につきましては、健康ほけん課長に説明をさせます。よろしくお願ひします。健康ほけん課長。

○議長(吉永秀俊君)

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長(構浩光君)

報告第7号令和元年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分を令和



2年3月31日付けで、総じて実績に合わせるための補正を行いましたので、内容について町長に代わりまして説明します。

10 ページの歳出をお願いします。1 款 1 項 1 目一般管理費 11 節需用費 12 節役務費につきましては、50 万円減額計上しています。2 目は財源更正です。

11 ページをお願いいたします。1 款 2 項 1 目賦課徴収費 12 節役務費につきましては、12 万 9000 円の減額を計上しています。

13 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費につきましては、本年度決算見込み額を算出しました結果、減が見込まれるため、1910 万円を減額計上しています。これは、2 月、3 月の療養費が、コロナウイルス関係で病院にかかれなかった関係かなと思っております。

続きまして、2 款 1 項 2 目退職被保険者等療養給付費につきましても、同様に、減が見込まれるため、40 万円を減額計上しています。

2 款 1 項 5 目審査支払手数料につきましても、同様に、減が見込まれるため、50 万円を減額計上しています。

14 ページをお願いします。2 款 2 項 1 目 19 節一般被保険者高額療養費につきましても、本年度決算見込み額を算出しました結果、減が見込まれるため、1260 万円を減額計上しています。

15 ページをお願いします。2 款 4 項 1 目 19 節出産育児一時金につきましても、本年度決算見込み額を算出しました結果、減が見込まれるため、250 万円を減額計上しています。

16 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目一般被保険者医療給付費分につきましては、財源更生です。

17 ページをお願いします。5 款 1 項 2 目 19 節負担金補助及び交付金につきましては、人間ドック健診受診者減に伴い 230 万円を減額計上しています。193 人に対しまして 111 人が受けております。

18 ページをお願いします。5 款 2 項 1 目 13 節、特定健康診査委託料につきましては、受診者減に伴い 240 万円を減額計上しています。集団が 800 人に対しまして 582 名、個別が 300 人に対して 338 名です。

19 ページをお願いします。6 款 1 項 1 目 25 節、国民健康保険財政調整基金積立金につきましては、3700 万円を追加計上しました。

戻っていただいて、歳入の 5 ページをお願いします。1 款 1 項 3 目社会保障・税番号制度システム整備費補助金 119 万 6000 円が国庫補助金の対象となり追加計上しております。

6 ページをお願いします。4 款 1 項 1 目保険給付費等交付金が確定したため、1 節普通交付金につきましては、3354 万 3000 円を減額計上。これは、医療費にかかった分が県の方からそのまま来まして、そのまま返す分です。

続きまして 2 節特別交付金につきましては、3141 万 7000 円を追加計上しています。この特別交付金は、保険者努力義務というのがありまして、健康受診率が高率であったりとか滞納という努力支援を、保健師並び国保担当者が頑張った分について県の方から頂いております。

7 ページをお願いします。6 款 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、令和元年度分が確定に

より総額 126 万 7000 円を減額計上しています。

8 ページをお願いします。6 款 2 項 1 目国民健康保険財政調整基金繰入金につきましては、取り崩す必要がなくなったため 3000 万円を減額計上しました。

9 ページをお願いします。7 款 1 項 1 目繰越金 2876 万 8000 円の追加補正であります。補正の財源とするため留保しておりましたので、今回の追加補正とするものであります。

戻りまして、1 ページから 2 ページの第 1 表及び 3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、ただいまご説明いたしました補正の積み上げでございますので、説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります、よろしく願いいたします。

続きまして、報告第 8 号令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分を令和 2 年 3 月 31 日付けで行いましたので、町長に代わりまして説明します。

今回の補正は、総じて、歳入では収入実績に、歳出では支出実績に合わせる補正予算を専決処分しております。

10 ページの歳出をお願いします。2 款 1 項 1 目 居宅介護サービス給付費につきましては、実績を基に精査し、令和元年度の額が確定したため、1710 万 3000 円を減額計上しています。同様に 2 款 1 項 3 目地域密着型介護サービス給付費は、1470 万 9000 円の減額となりました。これは利用者の減によります減額でございます。

11 ページをお願いいたします。2 款 2 項 1 目介護予防サービス給付費につきましても、実績を基に精査し、480 万円の減額となりました。

12 ページをお願いします。4 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金につきましては、高齢者の増加等に対応するため、余力があるときに積立を実施するもので 1712 万 3000 円を積立しています。

戻っていただいて、歳入 5 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目国庫の介護給付費負担金につきましては、歳出の方で額の最終確定を行ったため、933 万 5000 円を減額計上しました。

6 ページをお願いします。4 款 1 項 1 目支払基金からの介護給付費交付金につきましても、給付費額の最終確定により 988 万 4000 円を減額計上しています。

7 ページをお願いします。5 款 1 項 1 目県負担金分の介護給付費負担金につきましても、給付費額の確定により 536 万 6000 円を減額計上しています。

8 ページをお願いします。7 款 1 項 1 目 1 節、一般会計繰入金、介護給付費繰入金は、457 万 5000 円の減額を計上しています。

9 ページをお願いします。8 款 1 項 1 目繰越金については、今回補正の財源として、前年度繰越金 967 万 1000 円を追加計上しました。

戻りまして、1 ページから 2 ページの第 1 表及び 3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、ただいまご説明いたしました補正の積み上げでございますので、説明を省略させていただきます。以上説明を終わります。よろしく願いいたします。

続きまして、報告第 9 号令和元年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分を本年 3 月 31 日付けで行いましたので、町長に代わりまして説明します。

今回の補正は、総じて、歳入では収入実績に、歳出では支出実績に合わせる補正予算を専決処分

しております。

10 ページの歳出をお願いします。1 款 1 項 1 目一般管理費の 19 節負担金補助及び交付金は、60 人の人間ドック受診見込みに対しまして 40 人の受診となったため 29 万 9000 円を減額計上しました。

11 ページの歳出をお願いします。2 款 1 項 1 目保険料等納付金につきましては、実績で不足が生じたため、30 万 5000 円追加計上しました。

戻っていただいて、歳入の 5 ページをお願いします。1 款 1 項 2 目普通徴収保険料 1 節現年度分は、県広域連合から通知があった金額で、普通徴収保険料 30 万 5000 円を追加計上しました。

6 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目円滑運営事業費補助金は、補助対象外経費となったため、19 万 2000 円を減額計上しました。

7 ページをお願いします。6 款 1 項 1 目、一般会計繰入金を実績に合わせて 63 万 6000 円の減額計上しました。

8 ページをお願いします。7 款 1 項 1 目 1 節繰越金 97 万 5000 円の追加補正であります。今回の補正の財源とするため、留保しておりました繰越金を追加補正するものであります。

9 ページをお願いします。8 款 5 項 4 目雑入につきましては、人間ドックの受診料として、全額、広域連合から交付されますが、歳出で説明しましたとおり人間ドックの受診者の減、健康診査減と糖尿病重症化予防事業を計画しておりましたが、それができなかつたため 44 万 6000 円を減額計上しました。

戻っていただいて、1 ページ、2 ページの第 1 表及び 3 ページ、4 ページの事項別明細書は、これまでの説明の積み上げでありますので説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

#### ○議長（吉永秀俊君）

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 7 号、報告第 8 号、報告第 9 号を終わります。

日程第 8 報告第 10 号 専決処分に関する報告について  
(令和元年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号))

日程第 9 報告第 11 号 専決処分に関する報告について  
(令和元年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号))

日程第 10 報告第 12 号 専決処分に関する報告について  
(令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 号))

#### ○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 8、報告第 10 号専決処分に関する報告について（令和元年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号））、日程第 9、報告第 11 号専決処分に関する報告について（令和元年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号））、日程第 10、報告第 12 号専決処分に

関する報告について（令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））、以上3件を一括議題とします。本件について、説明をそれぞれ求めます。町長。

**○町長（岡田伊一郎君）**

それではご説明いたします。専決処分に関する報告第10号でございます。令和元年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について。

歳入歳出それぞれ330万円を減額し、予算の総額をそれぞれ4470万円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出で、業務費の需用費150万円、委託料90万円等を減額、歳入では、一般会計繰入金330万円を減額したものであります。

次に、専決処分に関する報告第11号でございます。令和元年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について。

歳入歳出それぞれ120万円を減額し、予算の総額をそれぞれ1180万円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出で、業務費の需用費40万円、委託料50万円等を減額。

歳入では、一般会計繰入金120万円を減額したものでございます。

次に、専決処分に関する報告第12号でございます。令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について。

歳入歳出それぞれ853万8000円を減額し、予算の総額をそれぞれ3億4354万1000円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出で、業務費の需用費395万9000円、委託料136万4000円等を減額しております。

歳入では、使用料及び手数料241万7000円を追加し、一般会計繰入金1095万5000円を減額したものであります。それぞれ、詳細につきましては、水道課長に説明させます。よろしくお願いたします。水道課長。

**○議長（吉永秀俊君）**

町長に代わり水道課長。

**○水道課長（氏福達也君）**

それでは、報告第10号令和元年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、3月31日をもって、執行実績に併せた予算措置につきまして専決処分を行いましたので報告をいたします。詳細について説明を加えます。

まず6ページをご覧ください。歳出からご説明いたしますが、1款2項1目排水費については、11節の需用費、13節の委託料、15節の工事請負費については、全管理施設の光熱水費でありますとか、管理委託料等の執行残額を減額補正をいたしております。

7ページ、2款1項1目建設費でございますけれども、現在行っております施設の更新工事に係る15節工事請負費について40万円の減額を補正しております。

戻りまして5ページをご覧ください。歳入ですけれども、4款1項1目一般会計繰入金につきましては、今ご説明をいたしました歳出に合わせて繰入金額330万円を減額といたしております。

戻りまして1ページから2ページの第1表、そして3ページから4ページの事項別明細書につき

ましては、ただいまの説明の積み上げになりますので、説明を省略させていただきます。

続きまして報告第 11 号令和元年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてですが、こちらも 3 月 31 日をもって執行実績に合わせた予算補正について専決処分を行いましたのでご報告をさせていただきます。

6 ページをご覧ください。歳出からご説明いたします。1 款 2 項 1 目排水費ですが、11 節需用費、13 節委託料につきましては、施設管理費です。こちらの光熱水費でありますとか管理委託料等の執行実績に合わせて減額補正をいたしました。

続きまして 7 ページです。2 款 1 項 1 目建設費ですけれども、これも施設の更新事業を現在行っておりますので、15 節工事請負費につきまして執行残額の 30 万円を減額といたしております。

5 ページに戻りますが、歳入でございます。4 款 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、先ほどご説明いたしました歳出額の補正に合わせて繰入金額 120 万円を減額といたしております。

戻りまして 1 ページから 2 ページの第 1 表、そして 3 ページから 4 ページ事項別明細書につきましては、説明の積み上げですので、説明を省略させていただきます。

続きまして報告第 12 号令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてでございますけれど、こちらも 3 月 31 日をもって執行実績に合わせた予算補正について専決処分を行いましたので報告をいたします。

7 ページをご覧ください。歳出からご説明いたしますが、1 款 1 項 1 目一般管理費です。こちらは 14 節については、総合行政ですけれども、会計システムの使用に関する利用料です。そして、18 節の備品購入費。これは公用車の購入費ですけれども、双方とも執行残額につきまして減額補正を行いました。

続きまして 8 ページです。1 款 2 項 1 目排水費ですけれども、こちらは施設の管理運営費になります。11 節需用費については修繕費、13 節委託料については汚泥脱水ケーキ処分費等を、執行実績に合わせた減額を行っております。

9 ページです。2 款 1 項 1 目下水道建設費ですけれども、2 節から 4 節の人件費につきましては、人事異動等に併せまして、これは職員 3 名分の給料の人事異動に伴いましての差額分を減額をいたしております。そして、7 節の賃金につきましては臨時雇い、15 節の工事請負費につきましては建設工事の執行残、これらを減額補正をいたしました。

5 ページをご覧ください。歳入をご説明いたしますが、2 款 1 項 1 目使用料につきましては、1 節について、現年度分の使用料として 241 万 7000 円、これは収入実績に合わせて増額補正しております。

6 ページ、4 款 1 項 1 目一般会計繰入金ですが、これは、今ご説明をいたしました歳出補正の減額補正に併せまして使用料の増額分と差し引き繰入金を減額いたしております。1095 万 5000 円の減額補正です。

戻りまして 1 ページから 2 ページの第 1 表、そして 3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、説明の積み上げになりますので、説明を省略させていただきます。以上説明を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 10 号、報告第 11 号、報告第 12 号を終わります。

日程第 11 議案第 40 号 東彼杵町税条例の一部を改正する条例

日程第 12 議案第 41 号 東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 11、議案第 40 号東彼杵町税条例の一部を改正する条例、日程第 12、議案第 41 号東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、以上 2 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 40 号、議案第 41 号につきましては、いずれもコロナウイルス感染症に伴う改正でございます。

議案第 40 号東彼杵町税条例の一部を改正する条例。提案の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、中小企業者に対する固定資産税等の軽減等の措置を行うものであります。

次に、議案第 41 号東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、提案の理由は、保険税の減免に関する特例を定めるためのものです。以上、2 件の詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり、議案第 40 号についてご説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が本年 4 月 30 日に公布され、同日施行されることに伴い、東彼杵町税条例についても条例改正を行っております。また、条例改正は、施行日にかけて、第 1 条と第 2 条からなっております。

配布しております資料、東彼杵町税条例の改正概要をご覧ください。こちらで、改正内容についてご説明いたします。

資料の表の 1 段目になります。条項欄では、附則第 10 条。これは、読替規定となっておりますが、固定資産税の課税標準について定められた条項になっており今回改正をしています。その右の欄、対応する地方税法として法附則 61 条と 62 条が地方税法で新規に定められました。

法附則 61 条は、コロナウイルスの影響で厳しい経営環境にある中小企業者等に対して、令和 3 年度の固定資産税 1 年分に限り、事業用家屋及び償却資産の固定資産税を 2 分の 1 または 0 としています。割合の判定につきましては、今年の 2 月から 10 月までの任意の 3 か月間の売上高が、昨

年の同時期と比較して 30%から 50%減少した場合は 2 分の 1、50%未満であった場合 0 となります。

法附則 62 条につきましては、下段の条例附則第 10 条の 2 と関連してきますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながら新規に設備投資を行う中小企業を支援する観点から、生産性向上特別措置法に基づく設備投資に対して償却資産だけではなく、事業用家屋に対しても固定資産税を 3 年間 0 とするよう定めています。

その下の段になります。附則第 15 条の 2 については、軽自動車購入時に課税される環境性能割につきまして、今年 10 月まで税率を 1%軽減するよう特例で定めておりましたが、来年の 3 月まで 6 か月間延長するよう定めております。その下、附則第 24 条については、地方税法において新型コロナウイルスの影響に関連する徴収猶予の特例が設けられたため、規定の整備を行っております。

その下の附則第 25 条については、自粛要請を受け中止した文化芸術スポーツイベントのチケットを払い戻さなかった場合、住民税の寄附金控除の対象とする改正を行っております。

また、その下の附則第 26 条については、住民税の住宅借入金等特別控除について新型コロナウイルスの影響で、工事の完成や入居が遅れた場合でも適用できるよう弾力化が図られています。東彼杵町税条例の一部を改正する条例についての説明は以上になります。

引き続き、議案第 41 号についてご説明をいたします。こちらにつきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する減免措置を定めたもので、減額内容については厚生労働省通知の財政支援基準により定めたものになります。

議案第 41 号の資料をご覧ください。こちらで減額の対象の説明をいたします。

1 番の対象となる世帯ですけれども、(1) の世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯、若しくは (2) の所得要件はございますが、世帯の主たる生計維持者の今年の年間の事業収入等が、昨年に比べ 10 分の 3 以上減少が見込まれる場合になります。

2 番の減免の対象となる保険税ですが、令和 2 年 2 月分から令和 3 年 3 月分までの国民健康保険税の合計額を基に、減免額を算定いたします。

3 番の減免額の算定についてですが、1 番における (1) の世帯は全額減免いたします。(2) の事業収入が減少した世帯については、こちらに計算式を書いてございますが、令和 2 年 2 月から令和 3 年 3 月までの保険税の合計額  $A \times$  減少の影響を受けた事業の昨年中の収入に基づく事業の所得額  $B \div$  世帯全員全ての昨年中の収入に係る総所得金額  $C \times$  表 2 に区分わけされた所得に応じた割合  $D$  により減免額を決定いたします。

4 番は、減額分に関しては、特別調整交付金等で全額交付されることになっております。

なお、今回の減免措置については、1 番と 2 番の部分について条例附則に追加しております。3 番の算定内容については、国民健康保険税施行規則において別途定めます。

最後に、この改正は、公布の日から施行いたします。適用については令和 2 年 2 月 1 日となります。東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に関する説明は以上になります。よろしくお願いたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。5 番議

員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

議案第 40 号です。資料で質問します。まず、附則第 10 条に、これは中小企業の人が対象であつて、固定資産税が 2 分の 1、または 0 になるということを説明されました。まず中小企業がこの町に何社ありますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

申し訳ありません。中小企業の数については調査はしておりません。ただ、定義的には従業員が 1,000 人未満の企業、又は個人とあります。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

この条例が、コロナの影響なんですけれど、これは説明会をしないと対象になる中小企業が掌握され、役場で説明会を開かないと該当するのかどうか理解できないのではないかと私は思うんです。そういう説明会を予定される考えはあるのかどうかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

こちらの改正については、4 月 30 日に改正されたばかりなんですけれど、詳細の、細かいところの情報については、まだ入っておりません。

こちらの地方税法の施行規則の方に証明する処理が必要となっております。その証明する処理が、どこになるのかがはっきり発表がされていないんですけれど、例えば商工会とか、税理士とかに証明が必要になるのかと考えているんですけれど、まだ未確定な情報です。こういうものが整理されてから、もし必要であればおっしゃるように説明会も必要かもしれませんし、若しくは国の動向によっては説明文書とか。昨日申し上げましたとおり来年の 1 月に申告を受け付ける予定です。それまでには対応を考えたいとはございますけれど、今の段階では、ちょっとここまでしか答えられないかなと思っております。以上です。



○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

議案第41号の前年度の合計所得ということで確認をしておきたいと思いますが、この合計所得というのは、控除前の所得になるのか、一番最後のいろいろ控除した金額の所得になるのか。控除前だろうと思っていたんですが、確認をしておきたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

まず最初に、前年度事業等収入額の10分の3です。これにつきましては、昨年の収入より今年の収入が10分の3に見込まれる方が対象。収入でいきます。

3番のところの減免の算定の計算式なんですけれども、これは所得でいきます。なので、収入から経費を引いた金額になります。ですので、この計算上に当てはめると、例えば、昨年の収入における今年の所得が事業所得が0の方は減免を受けることはできません。0又は赤字の方は受けることができません。以上になります。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第40号、議案第41号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号、議案第41号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 40 号東彼杵町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 41 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 41 号東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 42 号 東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第 14 議案第 43 号 東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第 15 議案第 44 号 東彼杵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 13、議案第 42 号東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例、日程第 14、議案第 43 号東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例、日程第 15、議案第 44 号東彼杵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、以上 3 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それではご説明いたします。議案第 42 号、議案第 43 号、議案第 44 号につきましてもコロナウイルス感染症に伴う改正でございます。

議案第 42 号東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

提案の理由は、感染により労務に服することができない被保険者に係る傷病手当金の支給に関し改正するものでございます。

次に、議案第 43 号東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

提案の理由は、収入が著しく減少した納付義務者の保険料の減額、免除の特例規定が必要となるため改正するものでございます。

次に、議案第 44 号東彼杵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案の理由は、後期高齢者医療被保険者に係る傷病手当の申請受付に関し改正するものでございます。以上、3 件の詳細につきましては、健康ほけん課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

議案第 42 号東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

今般、国内の感染拡大防止の観点から、保険者に傷病手当金の支給を即するとともに、国が緊急的・特別的な措置として当該支給に要した費用について財政支援を行うこととなったため改正を行うものです。

新旧対象をお開きください。1、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金。2、給与等の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき、新型コロナウイルス等対策特別措置法附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限るは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

次ページをお願いします。3、傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額の 3 分の 2 に相当する額とする。ただし、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する額の 3 分の 2 に相当する額を超えるときは、その額とする。4、傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して 1 年 6 月を超えないものとする。5、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第 3 項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。6、前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金の差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。7、前項の規定によりこの町が支給した額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。8、第 2 項から前項までの規定については、令和 2 年 1 月 1 日から町長が定める日までの間に傷病手当金の支給を始めるものについて適用する。

附則、この条例は、公布の日から施行する。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 43 号東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例。

介護保険において、特別な理由がある被保険者に対し、介護保険法第 142 条の規定に基づき、市町村は、その判断により介護保険料の減免を行うことができることとされているところであります。今般、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度の収入が下がった方々に対し保険料の免除等を行うとされたことにより改正を行うものです。

新旧対象をお願いいたします。

附則に第 9 条を加えました。新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における保険料の減免。

第9条、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められている保険料の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与所得の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。ア、事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。イ、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。2、前項の場合における第11条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、町長は、これにより難しい事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第9条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

続きまして、議案第44号東彼杵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が、令和2年4月28日に専決処分を行い同日公布されましたので条例の一部を改正するものです。

新旧対照表をお開きください。東彼杵町において行う事務第2条の8号に、広域連合の条例付則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を新たに追加するものです。改正前の8号は、9号に繰り下げとなります。

附則、この条例は公布の日から施行する。

内容的には、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給申請を行うものです。傷病手当金の支給を受けようとする者は、広域連合が定めている様式、被保険者記入用、事業主記入用、医療機関記入用を広域連合長に提出しなければならないとなっております。よろしくお願いいたします。

#### ○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先ほどと同じように先に議案番号をお知らせください。5番議員、大石俊郎君。

#### ○5番（大石俊郎君）

議案番号第43号、提案の理由の中の新型コロナウイルス感染症の影響ということは、新型コロナウイルス感染症にかかっていなくてもこういう経済状況になっていますよね。その影響で収入が減った状況ということなんですけれど、それを立証しなければいけないのですか。コロナ影響によって所得が減少したことを証明するとなると、なかなか証明する方法が困難なんですよ。この辺の解釈が、まず第1点。

第2点の質問は、改正後と改正前の説明書の一番最後の、第9条の1のイ項、例えば減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であると、こういう文言の解釈が、私が頭が悪いのかもわからないけれど、非常に理解ができない。本当に、事業を

やっている人は本当にこれで理解ができるかどうかとなると、できないのではないかと私は懸念しております。となると、やはり、これをかみ砕いて、これに該当する人に、介護の關係の、説明してやらないと、なかなかこれは、申請が出てこないのではないかなという懸念を持っているんですけど、ちょっと、その件の見解をお伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

まず、証明に関しては、例えば退職証明とか解雇通知書とか雇用保険受給者資格者票とか廃業届とか休業届とか、そういうものがあると思っております。

また、400万円以下の解釈は、申請があった場合に丁寧に教えていきたいと思っております。まず、この条例を通してから、その辺をもう少しかみ砕いて検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他に。2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

先ほど、議案第41号でもあったんですけど、前年度の収入から今年度の収入が10分の3以上減った方ということですので、1月以降にならないとわからない状況かと思うんですけど、一旦支払うものなのか、支払わないで来年の1月時点でわかった時点で支払って良いものなのか。その辺は本人の自由というか、そういう形で考えていらっしゃるのですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

収入に関しましては、1年間の収入が出ていますよね、令和元年度分です。今、現在1月から5月まで、その分の給料と言うか賃金が算出できると思います。それを平均して出して1年分とみなします。それと比較して10分の3以上となります。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

1月から5月が減っていればということですね。逆に今は影響はなくて、6月以降に影響があった場合というのはどうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

あった場合は支給しないとなっております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号、議案第43号、議案第44号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第42号、議案第43号、議案第44号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第42号東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第43号東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例は、

原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 44 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 44 号東彼杵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 39 分）

再 開（午前 10 時 50 分）

日程第 16 議案第 45 号 令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号）

○議長（吉永秀俊君）

時間前でございますけれども、全員お揃いですので、休憩前に戻り、会議を進めます。

次に、日程第 16、議案第 45 号令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 45 号令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号）につきましてご説明をいたします。

予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 1213 万 3000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 62 億 7069 万 4000 円とするものでございます。

提案の理由につきましては、歳出の主なものは、水道事業負担金等 2064 万 4000 円、地域振興券給付事業、プレミアム商品券発行事業等 2790 万円の計上をさせていただいております。

歳入の主なものは、ふるさと創生事業繰入金等 1892 万 5000 円、財政調整基金繰入金 5137 万円となっています。なお、この中で新型コロナウイルス感染症予防策につきましては、地方創生臨時交付金の決定がありましたら、後ほど財源更正を行わせていただきたいと思いますと考えております。詳細につきましては、税財政課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり、議案第 45 号についてご説明いたします。

議案の 14 ページをご覧ください。3 番歳出になります。2 款 1 項 1 目一般管理費の 2 節給料 522 万 6000 円は、職員異動により給与の予算不足が見込まれることから追加し、3 節職員手当等及び 4

目共済費についても同様に追加しております。また 12 節委託料は、相談目的の契約を弁護士と結ぶため 69 万 3000 円を計上しました。

その下、5 目財産管理費 12 節委託料は、新庁舎に関する調査の設計業務を委託する費用として 250 万円、17 節備品購入費は、現在特別定額給付金業務で封入封函機をリース契約で導入しておりますが、給付金業務終了後も通常業務の業務効率化のため、リースの残期間分を購入するための費用として 236 万 5000 円計上しております。

その下、7 目企画費 12 節委託料の在宅クラウドソーシング研修業務委託は、新型コロナウイルス感染症の影響に対応し、テレワーク等多様な就業機会を創出するための研修事業を行う費用として 220 万円計上いたしました。

10 目地域づくり推進事業費 18 節負担金補助及び交付金のコミュニティ助成事業助成金は、当初 5 つの自治会への助成として予算計上しておりましたが、宝くじ助成へ申請の結果、2 地区が非該当となったため、390 万円減額いたしました。

16 ページをお願いします。2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費 12 節委託料の通知カード・個人番号カード関連事務委託料は、地方公共団体システム機構へ支払うマイナンバー関連事務に係る委託料を、当初、昨年並みで計上しておりましたが、今年度の見込額が示されたことにより 387 万円を追加したものになります。

17 ページ、3 款 2 項 1 目児童福祉総務費 18 節負担金補助及び交付金の新型コロナウイルス感染拡大防止事業補助金は、学童保育が購入する新型コロナウイルス感染症防止に係る備品購入費を助成する費用として 24 万円計上しております。

また、2 目児童運営費 18 節の保育対策総合支援事業補助につきましても、先ほどと同様で認定こども園に対して助成する費用を 69 万 2000 円計上しております。

4 目児童福祉施設費 18 節の社会福祉施設整備費補助金は、社会福祉法人からのこども発達支援センターの建設費助成の要望に対し、工事費の 10%相当の 1092 万円を計上したのになります。

18 ページをお願いします。4 款 1 項 2 目予防費 10 節需用費は、町民の方から新型コロナウイルス関連費用として 50 万円の寄附を頂戴しましたので、マスク等購入する費用として消耗品費を 50 万 1000 円追加いたしました。

その下の、3 目環境衛生費 18 節負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルス関連で水道料減免を行います、水道事業会計への費用として 2000 万円計上しました。

19 ページになります。6 款 1 項 2 目農業総務費 1 節報酬は、育児休業職員の代替職員雇用の費用として 150 万円計上しております。

3 目農業振興費の 10 節需用費 59 万 8000 円、11 節役務費 63 万 2000 円、17 節備品購入費 5 万円は、千綿女子高等学園跡地を管理する費用としてそれぞれ計上いたしました。18 節負担金補助及び交付金のそのぎ茶販路拡大促進支援事業補助金は、中止になった商工会によるそのぎ茶市関連の市町振興事業財源を、この支援事業に充当し、事業の拡充を行うもので、100 万円追加いたしました。

その下の、みかんマルチ導入事業費補助金は、JA みかん部会に対しマルチ導入費用の半額助成を行うもので 81 万 9000 円計上しています。



4 目土地改良事業費 12 節委託料は、大音琴地区流末排水路整備事業において設計に係る費用が不足するため、14 節の工事請負費から移したのになります。

14 節工事請負費の千綿川取水施設原形復旧工事は、赤木ヶ原土地改良区の灌漑施設について、河川管理者である長崎県から原形復旧の指示を受けたことにより、その復旧工事費用を計上いたしました。

20 ページをお願いいたします。6 款 2 項 1 目林業総務費 24 節積立金は、森林環境譲与税が国の方針により増額となるため、330 万 9000 円を追加しております。

その下、3 目林道費 12 節委託料は、橋梁点検業務において労務単価値上がりによる予算不足、また、林道工事において分筆のための測量業務が発生したことより、追加で計上いたしました。

21 ページ、6 款 3 項 1 目水産業振興費 7 節報償費と 18 節負担金補助及び交付金は、新規漁業就業者 1 名に対する助成事業を行うため、合計で 140 万円計上いたしました。

22 ページをお願いいたします。7 款 1 項 2 目商工振興費については、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策として計画しております。東彼杵町電子プレミアム商品券発行業務は、プレミアムとして電子ポイントを付加した、キャッシュレスで取り扱う電子商品券を導入いたします。また、東彼杵町地域振興券給付事業は、1 世帯あたり 5000 円の地域振興券を全世帯に給付いたします。2 事業の費用の合計として 2756 万 1000 円を計上しました。

23 ページ、8 款 3 項 1 目河川管理費 14 節工事請負費は、гент川河口部に土砂が堆積しており洪水等の危険性もあることから浚渫工事費用を計上いたしました。

24 ページをお願いいたします。8 款 7 項 1 目渉外費 18 節負担金補助及び交付金は、大野原演習場周辺整備基金活用事業として、周辺地区 2 地区から公民館改修の要望があり改修費用 173 万 4000 円計上いたしました。

25 ページ、9 款 1 項 5 目災害対策費 10 節需用費は、避難所利用の際の感染症対策として設置いたします間仕切り用段ボール等の消耗品購入費用 160 万 9000 円を計上いたしました。

26 ページをお願いいたします。10 款 1 項 2 目事務局費 24 節積立金は、教育文化施設整備基金へ 405 万 6000 円積立を行う費用として計上しました。これは、旧大楠小学校の有償貸付けをするにあたって、校舎の処分年限が過ぎていないことから、文部科学省の承認の際、補助金返還相当額を、学校施設に要する経費に充てることを目的とした基金に積み立てるよう指示されたことによるものです。

27 ページ、10 款 2 項 1 目学校管理費 12 節委託料の千綿小学校空調設備移設工事实施設計業務委託は、空調設備の移設工事に関し、当初予算で 14 節工事請負費に含めていたことから 12 節に移したのになります。旧千綿中学校屋外階段実施設計業務委託は、千綿小移転に備え、校舎と体育館との連絡通路設置に係る実施設計を行う費用になります。旧千綿中学校通路拡幅設計業務委託は、こちらも千綿小移転に伴い、校門から校舎まで、急勾配の通路を見直す工事に係る実施設計を行う費用を計上しています。

28 ページをお願いいたします。10 款 3 項 1 目学校管理費の 1 節報酬から 4 節共済費までは、現在雇用している学習支援員を学習指導員として雇用するため単価増に伴い、合計で 126 万 1000 円

追加いたしました。

29 ページ、11 款 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費 14 節工事請負費は、小音琴川災害復旧工事施工に伴い、仮設進入路の設置が必要となったため工事費の追加を計上したものです。

歳出については以上になります。

戻りまして、6 ページをお願いいたします。2 番歳入になります。その下、7 ページの 16 款 2 項 2 目民生費国庫補助金は、学童保育への感染症対策備品購入助成は 100%の国庫補助がございますので、子ども子育て支援事業交付金として 24 万円追加しております。

8 ページをお願いします。17 款 2 項 2 目民生費県補助金は、認定こども園への感染症対策備品購入助成は 100%の県補助となりますので、保育対策総合支援事業費補助金として 69 万 2000 円追加いたしました。

その下の、4 目農林水産業県補助金は、漁業就業者に対する助成につきましても 100%の県補助となりますので、長崎県時代を担う漁業後継者育成事業費補助金として 140 万円計上しております。

9 ページ、18 款 2 項 3 目出資金返還金は、東彼杵郡森林組合に対する出資金の返還金として 200 万円計上いたしました。現在、森林組合の出資金額は 1 億円を超えており、法人税法上のデメリットも多いことから、減資の申出があり、本町の出資口数の減少を行うものになります。

10 ページをお願いします。19 款 1 項 4 目総務費寄附金は、歳出のところでも触れましたが、町民の方から新型コロナウイルス感染症対策として 50 万円の寄附をいただいたことから計上しております。

11 ページの 20 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金は、新型コロナウイルス感染症対策に関する事業の財源として 5137 万円追加しました。

4 目地域福祉基金繰入金は、こども発達支援センターの建設費助成に対する財源として、1092 万円追加しております。歳入については、以上になります。

戻っていただきまして 1 ページから 3 ページの第 1 表、4 ページ 5 ページの事項別明細書、30 ページ以降の給与費明細書は、ただいま説明した金額の積み上げですので説明は省略いたします。説明については以上になります。よろしくをお願いいたします。

#### ○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。5 番議員、大石俊郎君。

#### ○5 番（大石俊郎君）

14 ページをお願いします。歳出の 2 款 1 項 5 目財産管理費の中で、12 節の委託料、新庁舎に係る調査設計業務委託料が 250 万円計上されていますが、新庁舎に係るということは、私も 3 月の一般質問で町長に質問いたしました。この庁舎を、耐震化されていせんから総合会館あたりの既存の施設に移転するのか、あるいはこれを壊して別途に新庁舎を造るのかという質問をいたしました。ということは、あの時は、副町長以下の検討、結果の結論では新庁舎の方と言いつつも、町長は町民の意見とか議会の意見を聞きながらも検討していくと、このように答弁されたと聞いております。ここに上がってきたということは、もう新庁舎に傾いたというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

3月議会に私はそういう答弁をいたしましたけれど、誠に申し訳ないですが、謝まらなければならぬと思っております。実は、長崎県土木部の建築課から、この棟は耐震があつてよろしいんですが、向こうの棟は、旧庁舎ですね、それは診断もされていないということで指導がございまして公表をすると。これが東彼杵町だけだそうです。他はほとんど耐震をされるか、診断もされて新しい庁舎に移るか。そういうことで、県から指導がございまして、令和7年度までに解体をなさい、除却をなさいと、6年度末までです。それで、こういう状況でございまして、新庁舎を建てるまでには、あと3、4年、皆さんから意見を聞いたり基本計画を作ったりして、時間がございませぬので、大石議員には申し訳なかつたんですが、方向転換をさせていただいて、今後はコロナ禍で労働形態もテレワークとかいろいろ入ってきますので、職員数とか見た場合に、既存の施設をしなければ、財政面もそうございしますが、時間がないということで、新庁舎の建設は駄目ではないかと私は判断をしております。

おっしゃるように総合会館等を利用するためにも調査をしなければいけませんので、どのくらい面積があるのか、向こうには社協もありますから。そういう感じで、今後、使用について調査をするために線引きをしてもらおうかと。ただし、この議会がある所はそのまま使いますので、議会棟で。ただ、下が空けば今の町長室も議長さんの部屋とか、応接室も委員会の部屋とか。全部空きますので。今、うちは監査委員室もございませぬので、その辺もとれるのかなと私は判断しております。新庁舎は、ここでお願いをしたいのですが、ちょっと方向転換をさせていただきたいということで、この予算を今上げさせていただいております。これは、本当に厳しい指導があつておりました。もう公表をすると。診断もされていないのはうちだけで、県庁からもやかましく言われています。とにかく、平成6年度までには除却をしなければいけないということは、もっと早く取り掛からないといけないということで、時間的制約もございまして方向転換をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

町長が今言われたことは、私もたまたま県のホームページを調べていましたら、これは県の土木部が出しているホームページがありました。命令されたのが先月ですよ、5月12日付けですね、東彼杵町、命令となっております。命令した年月日、5月12日、先月です。だから、ここに出ているのは、長崎県で東彼杵町だけです。13市8町あるんですけど東彼杵町だけ。こういう状況になっています。

それで、そういう状況で、この250万円新庁舎に係る、私の聞き違いかもしれませんが、これは新庁舎を造るのではなく、これから調査をするという費用にということで捉えてよろしいでしょうか。新庁舎という文言に気になっているものですからお尋ねしております。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

新庁舎というか、既存の施設を利用しながらまた別に、どうしても面積が、今調査をしていますけれども全部入りきれない。あと社協の問題もございまして、入りきれませんから、総合会館にくっ付けて、足りない部分だけでも増設をしなければいけない。どうしても、会議室も必要でございますからね、町民の皆さんが利用される。だから、その辺の調査を、これでさせていただきたいと思っております。それが出ましたら、また議員さんと協議をさせていただいて、町民の皆さんの意見もお聞きをしなければいけませんから。ただ、おっしゃるように時間的な制約を今度非常に受けてまいりまして、もうちょっと先に進めなければいけないと私が判断をいたしております。

これは、誠に申し訳なかったのですが、本当にもっと早く皆さん方にお知らせをしなければいけないと思いますが、庁舎内で協議をしまして、まず予算を上げて皆さんに説明をさせていただこうかなと思いましたので、誠に申し訳ございませんでした。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。10番議員、森敏則君。

○10番（森敏則君）

今の件なんです、耐震診断すらしていないということは、極めて遺憾であり、怠慢というか。これだけ建物が古いということは、前々から、全職員さんも我々も気付いていたはずなんです。にもかかわらず、診断をしていない。どういう理由で、そしてなぜやらなかったのかお答えください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

誠に怠慢でございまして、私が、前の話をさせていただければ、私が総務課の係長の時に診断の予算を上げましたけれど却下されまして、そのままずっと来ていました。それで、今回もう診断をするよりも、ここの庁舎は駄目だと思ひまして、ちがう所に新庁舎と思ひましたから、診断に費用を掛けるよりもそういう方向に進めざるを得ないと思ひて判断をして1年間診断もしませんでした。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、森敏則君。

○10番（森敏則君）

もう建物が古いから診断してもいっしょだからと、言い換えればそういうことですか。

これはど素人でもわかる話で、前任の総務課長、今会計課長をされていますが、獣道が通っているような廊下、廊下の跡。こういう庁舎はもうないよということで随分指摘したはずなんです。全国津々浦々回って、獣道みたいな廊下がある所はここだけです。いくらボロでももうちょっと掃除はしていますよ。だから早くしなさい、早くしなさいということは、再三にわたって私は言った

はずです。それで、今になって、命令が出たから慌ててこういう事態になったと。わかりきった話しなのではないですか、普通考えても。耐震が付いていない建物をこのまま使おうと思っていたこと自体がおかしい。もう少し常識的な判断ができないのかなと。保育園生ではないのだから。もう少し、ちょっと不思議でたまらない。そう思いませんか、どうなんですか、今になってこんなに慌てた話になってくると。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今になって慌てたわけではなく、新築で行こうということとか、どうしようかと検討会を開いていたんです。開いた結果が出て3月議会で私が報告をしました。私も職員も確かに知っておりました。森議員から指摘もあって廊下も駄目だと。ただ、私が今1年になって、直ぐ取り掛かりはしたんですが、耐震を先にするよりも違う所に建てようと最初は考えていたものですから、そういうことでしていませんでした。

今後は時間もございませぬけれど、新築にするのは、どうしても3年ぐらい、基本設計で、皆さんの意見をずっと聞き取って、どこの市町村もそうですけれど時間が掛かっていますものですから、それでは間に合わないかと判断をしまして、総合会館の方と併設ができないか、この調査をお願いしたいということです。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、森敏則君。

○10番（森敏則君）

建て替えようというような計画があったのであれば、もう少し基金の積み立てもまだそんなに貯まっていないのに、言わば、貯金もないのに家を建てることと一緒になんですよ、お家で言えば。それで、総合会館の所に移るとしたら、果たして面積が足りるのか。そういった状況が、あと5年ですよ。あと5年間の間に、7年の3月までですから5年なんですよ。5年間の間にこれをやらなければいけないということになれば、これは早急どころか直ぐにでも取り掛からなければいけない。

今回は、新庁舎に係る調査設計業務委託料250万円、こんなところでうろうろしている状況ではないと思うんですよ。この状況になったら既に5年後のことを、早速でも、今日からでも取り掛かっていって、ではどうするのかというところまでやらないと、のんびりしていたらいけませんよという話をさせていただきました。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに基金は1億円しかございませぬけれど、緊防災（緊急防災・減災事業債）という起債事業もあったんですよ。地震があつて、宇土市役所がつぶれた時も、起債がですね。それで他所の町も取り組んでおられたんですけど。私も、言われますけれど、1億円しか基金が無いということは、出遅れたということは非常に反省をしております。もっと早くから積立をしなければいけなかった。

しかし、今、森議員がおっしゃいましたように、この予算が可決されたらすぐ取り掛かって、なるべく早く皆さん方に青写真でも示せるようにしていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

17ページ、児童福祉施設費、社会福祉施設整備費補助金です。1092万円。これに関しましては、3月議会の折に、当該者から陳情書が参りまして総務委員会等に付託されて様々な意見が出ていた経緯がありますけれど、あの時の資料を持ってきたんですけれど、まず確認です。陳情書の末の方に、こういうふうに書いてあるわけです。本来自治体が主体となって行う障害者支援を、同法人が担って行うこととすることから設備に係る予算の支援をお願いしますというくだりがあるんですけれど、そこで、3月の折に確認した結果が、市町村にこれの設置義務はないというお答えを聞いております。そこで、その時の県の内示額というのが、7500万円の要望に対して県の内示が6000万円というふうなお答えが残っています。つまり、約25%ぐらい減額されたということですよね。

そこで、本町におかれましては、陳情書の100%回答ということになっていますよね。ここに若干の疑問が残るわけですよね。と言うことは、この陳情書にも書いてありますように、県も財政難から減額された旨のことが書いてあるわけですよ。ですから、これだけ減らされたから本町においてその部分を補填してくださいという話なんですけれども、私は、昨日の一般質問でひとくだけり言ったと思いますけれど、要するに、何でもかんでも100%要望が来ればお答えする姿勢というのはどうなのかなということ昨日の一般質問で申し上げました。結局、うちの財政状況ということ、委員長報告書にも、本町の財政事情を鑑みながら応分の支援をなささいという委員長報告書が出ていますよね。そうしますと、今、コロナで非常に大変な時期なんです、基金等の取崩しも行いながら。もし、これを100%要望をのむということになれば昨日の審議等々の中で、一般質問等々の中で、財政上厳しい折からということが整合性がないんですよ。つまり、これで100%で計上したということは、うちの町は財政は潤沢なんだよという証明になってしまうんですよ。これでいいんですか。どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、こういう補助が、以前、ずっと昔もあっておりまして、そういう補助を1000万円ほど出した結果もあります。先ほど橋村議員もおっしゃいましたように、総事業額が大体1億900万円ぐらいとおっしゃっていました。補助基準額が7726万円。国が3分の2です、4000万円。県が3分の1の2000万円補助をもらうということでございました。ですから、町としても県の半分として1000万円。そういう感じで、100%になりますけれど、そういう障害者の方を、他所の町まで連れて行くような状況で、今後はこの町で見ていかなければいけないかなと思っております、そういう判断をいたしております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

非常に整合性がないと思うんですね、今の話でいっても。例えば、私がある時言った意見ではないんですけど、例えば、全く同じ認定保育園、当時は認可保育園ではなかったもう一つの、名前を言ってしまうとひまわり保育園がありますけれど、あそこは、移設した当時はまだ無認可だったと思うんですけど、あそこが移転される時には、民有地を自費で買われた経緯があるわけですよ。その時に、陳情書が出た時に、たぶん、議会は否決していたと思うんですよ。これは誰かが言った。それにしても、当該施設は、町有地、歳入にも入っていましたが、格安で譲渡した経緯がございます。そうすると、そっちとこっちの整合性が取れるのかなという気がするんです。そこら辺がちょっと引かかるんですけどどうでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

整合性とか何とかではなくて、私の判断で、障害者の方の施設を、うちの町でも必要ではないかと思って、先ほども言いましたように国が 4000 万円、県が 2000 万円で、その半分の町としては 1000 万円お願いをしたいということで提案をしております。何卒、よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 45 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 17 議案第 46 号 令和 2 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 18 議案第 47 号 令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 17、議案第 46 号令和 2 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 18、議案第 47 号令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、以上 2 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 46 号令和 2 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明をいたします。

本件も新型コロナウイルス感染症に関するものであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ 17 万 3000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 12 億 7717 万 3000 円とするものでございます。

提案の理由につきましては、歳出は、給与の支払を受けられない被保険者に傷病手当金を支給するため17万3000円の計上となっております。

歳入は、県支出金特別交付金17万3000円です。

次に、議案第47号令和2年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明をいたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ261万1000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2518万9000円とするものでございます。

提案の理由といたしまして、歳出は、生活支援体整備事業を業務委託から直営に変更したことにより、261万1000円を減額するものです。

歳入は、介護保険料48万7000円を追加、国庫支出金154万8000円、県支出金77万5000円、繰入金77万5000円をそれぞれ減額するものです。以上、2件の詳細につきましては健康ほけん課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。健康ほけん課長。

#### ○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

#### ○健康ほけん課長（構浩光君）

それでは、議案第46号令和2年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、町長に代わりまして説明いたします。

先ほど議案第42号で承認いただきました新型コロナウイルス感染症傷病手当金を予算化したものです。

歳出の6ページをお願いします。2款6項1目18節につきましては、新型コロナウイルス感染症傷病手当金として、17万3000円の追加補正です。

戻っていただいて5ページをお願いします。歳入4款1項県負担金1目保険給付費等交付金は、2節、17万3000円の追加補正であります。歳出で説明しました、新型コロナウイルス感染症傷病手当金を計上するものです。

戻っていただいて1ページ、2ページの第1表及び3ページ、4ページの事項別明細書及び給与費明細書につきましては、これまでの説明の積み上げですので説明を省略させていただきます。以上で終わります。

議案第47号令和2年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、町長に代わりまして説明いたします。

今回の補正は、提案理由にありますように、生活支援体整備事業を業務委託から直営に変更したため予算を補正したものです。

9ページの歳出をお願いします。5款2項包括的支援事業・任意事業2目18節負担金補助及び交付金につきましては、社会福祉協議会の職員の包括支援センターからの出向を6月までの契約をしていましたが、事業の進捗状況により、3月末までの期間延長をする必要が出てきたため、93万8000円を追加計上するものです。同じく4目18節も同様な理由から234万4000円追加計上する



ものです。同じく 6 目 12 節委託料につきまして、7 月から社会福祉協議会で実施してもらう計画でしたが 3 月フォーラム開催ができなくなり、また、引き継ぐ時間もないため、直営で実施するため、760 万円の委託料を減額しました。

10 ページをお願いします。5 款 3 項 1 目介護予防支援事業費 18 節負担金補助及び交付金につきましても、社会福祉協議会の職員の包括支援センターからの出向を 6 月までの契約としていましたが、事業の進捗状況により、3 月末までの期間延長をする必要が出てきたため、140 万 7000 円を追加計上するものです。

戻っていただいて歳入の 5 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料につきましては、48 万 7000 円を追加計上しました。

6 ページをお願いします。3 款 2 項 3 目地域支援包括任意事業交付金、国庫補助金につきましては、歳出で説明しました包括的支援事業・任意事業の減額に伴う 401 万 8000 円の 38.5%分として 154 万 8000 円を減額補正しました。

7 ページをお願いします。5 款 3 項 2 目地域支援包括任意事業交付金、県補助金につきましても、歳出で説明しました包括的支援事業・任意事業の減額に伴う 401 万 8000 円の 19.25%分として 77 万 5000 円を減額補正しました。

8 ページをお願いします。7 款 1 項 3 目地域支援包括任意事業繰入金、一般会計繰入金につきましても、歳出で説明しました包括的支援事業・任意事業の減額に伴う 401 万 8000 円の 19.25%分として 77 万 5000 円を減額補正しました。

戻りまして 1 ページから 2 ページの第 1 表及び 3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、ただいまご説明しました補正の積み上げでございますので、説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○議長（吉永秀俊君）**

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。ないですか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（吉永秀俊君）**

はい、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 46 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（吉永秀俊君）**

異議なしと認めます。したがって、議案 46 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（吉永秀俊君）**

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 46 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 46 号令和 2 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております議案第 47 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 19 議案第 48 号 令和 2 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 20 議案第 49 号 令和 2 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 19 議案第 48 号令和 2 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 号）、日程第 20、議案第 49 号令和 2 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）、以上 2 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 48 号令和 2 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明いたします。

本件も新型コロナウイルス感染症に関するものでございます。補正額が 90 万円、全体の予算が、収入におきまして 2 億 6114 万 5000 円、支出が 2 億 3899 万 8000 円でございます。

提案の理由につきましては、水道契約全世帯を対象に 3 か月間に限り、基本料を減免するものでございます。

次に、議案第 49 号令和 2 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明いたします。

補正額が、収入で 117 万 5000 円、支出で 164 万 1000 円であります。全体の予算が、収入におきまして 3 億 213 万 6000 円、支出が 2 億 7132 万 1000 円でございます。

提案の理由につきましては、打切決算による未収・未払金の確定および令和元年度までの固定資産確定により、開始貸借対照表を修正したことによるものでございます。以上 2 件の詳細につきましては、水道課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

それでは、議案第 48 号令和 2 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 号）について説明を加えます。

16 ページをご覧ください。実施計画明細書でご説明いたします。

申し訳ございません、上段収入、下段支出の資料になりますが、両方とも支出となっております。大変申し訳ございませんが、ここで、文字の訂正をお願いします。上段の方が支出となっておりますが収入でございます。申し訳ございません、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、上段の収入からご説明いたします。1款1項1目給水収益でございますけれども、今回の目的でございますコロナウイルス対策によりまして、財政状況に影響を受けている家計への支援措置といたしまして、上水道に限りまして基本料金の減免、約3,260件、現在契約件数がございますので、3,260件で計算しております。これの基本料金1950円を3か月分減免する分といたしまして水道使用料を1910万円減額しております。

併せまして1款2項2目負担金でございます。この水道料金の減免額及び額減免に伴う経費相当分に見合う一般会計からの繰入金といたしまして、2000万円を追加計上しております。

下段の支出でございます。1款1項4目総係費におきまして、この減免に伴う費用といたしまして、契約世帯への周知文書印刷費用等16万円、また、手数料といたしまして、料金システムの改修及び周知文書の配布手数料等を74万円追加計上いたしております。

戻りまして1ページから2ページの実施計画書につきましては、今ご説明いたしました内容の積上げになりますので説明は省略いたします。

今回の補正に伴いまして3ページから4ページのキャッシュ・フローが補正後のキャッシュ・フローになります。5ページ、6ページが補正前のキャッシュ・フローとなります。7ページから8ページの損益計算書については、補正後と補正前の両方を添付しております。9ページから10ページ、そして、11ページから12ページの予定貸借対照表につきましても、修正がある部分につきまして修正をして掲載をしております。参考資料ですけれども掲載をしております。

具体的には、キャッシュ・フローの方をご覧くださいますと、3ページから4ページです。キャッシュ・フローをご覧くださいますと、下から3段目の所に資金増加額とあります。補正後の方が8199万円、補正前の資金増加額が8017万1000円でしたので181万9000円の増額となっております。今回の補正にかかわりまして、キャッシュ・フロー若しくは貸借対照表等に影響する部分につきましては、この現金の部分だけに影響が及ぶような形で修正をいたしております。以上です。

続きまして、議案第49号についてご説明いたします。令和2年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について説明を加えます。

まず、12ページをご覧くださいと思います。実施計画明細書の方で説明をいたしますが、上段の収入の方で今回補正をいたしますのが、1款2項4目長期前受金戻入額になります。この長期前受金の補正につきましては、3月をもちまして特別会計から令和2年度の公営企業会計への移行です。この移行に伴いまして、当初予算で上げておりました長期前受金につきましては、3月の打切決算をある程度想定を上げていたものですが、この金額が5月末時点を持ちまして確定いたしましたので資産額を確定させております。資産額が確定したことによりましてこの資産に伴う減価償却費でありますとか、長期前受金について若干の修正が加わっていくという形になります。

支出につきましても、1款1項4目減価償却費につきまして有形固定資産の減価償却費として164万1000円の増額ということで修正を行っております。

続きまして5ページをご覧ください。公営企業会計の開始時点の開始貸借対照表を掲載しておりますが、3月末時点で未収金、未払金を予定をしておりましたが、この金額につきましても確定したことによりまして、5ページの2の(2)に未収金を上げておりますけれど、この金額が当初予算時には691万9000円でしたけれど、これが596万6419円に確定をしております。

また、6ページになりますけれど、4の(2)未払金でございますけれど、当初予算時807万3000円を計上いたしておりましたが、今回の確定額といたしまして9267万6908円に確定をいたしましたので、この分を修正を行っております。

一番上の1の(1)ハになりますけれど、有形固定資産における構築物についても、当初予算時で36億7686万6444円で計上しておりましたけれど、今回の補正で37億4295万8732円に修正を行っております。これにつきましては、令和元年度の工事の実績額が確定いたしましたことと、当初計上いたしておりました平成30年度までの資産内訳におきまして一部修正が生じたので、この分の確定額として今回の補正を行っております。以上、未収、未払金の修正と資産額の修正を行いましたことにより、キャッシュ・フロー計算書、開始貸借対照表、予定貸借対照表の全体的な修正を行いました4ページから8ページに全て掲載をしているという形になります。

戻りまして1ページから2ページの実施計画書につきましては、これまでの積み上げになりますので説明を省略いたします。以上2件ですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

これは産業建設文教常任委員会に付託だったですかね。

○議長（吉永秀俊君）

議案第48号は付託です。

○9番（橋村孝彦君）

議案第49号と関連していくんですけど、この水道事業会計と公共下水は、料金がリンクしていますよね。そこでお尋ねなんですけれど、全世帯を対象に3か月に限り基本料金を減免するとございますけれど、これは民家だけなんですか。それとも、企業とか商店とかも含まれているのですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

全契約者を対象と考えております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

そこで疑問が実は沸いたわけです。と言うのは、上水道と下水道はリンクしていますよね。そうしますと、あるパターンでいきます、地下水を使って工場でたくさん地下水を使っている。そこは公共下水道に繋がっていないと、ありますよね、でしょう。そうするとこれはどうなのという話なんです。上水のメーターは無い、公共下水道も繋いでいない。では、これはすべてただになりますよ。どういうふうに解釈をしたら良いですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは町の水道契約ですから、地下水を利用されているとか何とかは一切対象になりません。上水道に契約をされている全世帯ですから、例えば、水道を引いていらっしやらない所は対象外になりますし、とにかく契約をされている基本料が3か月減免ということでございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

それはそのとおりです。おっしゃるとおり、言われなくてもわかっています。要するに、本来ならば、公共下水には繋がってくださいとずっと言っている訳ではないですか。それでもなおかつ繋いでいないというのは、そういう現実があるわけでしょう。本来ならば、水質浄化とかいろんな事由で、本来ならば、上水に繋いでいただくことがベストなんです。だから、そうすると、それでいけばプラスもマイナスもないからちょっとそこら辺に不都合が出るなど、それを言っただけの話なんです。おっしゃるように契約していないから減免対象にならないのは当たり前の話なんです。そこに若干の疑問が残るなどということと言っただけなんです。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かにおっしゃるとおりで、実は、私も出向いて行って、何とかお願いできないでしょうかということをしてきましたけれど、今度役員が交代されるということで、また一からお願いにまいたいと思います。

○——△——

——△——△——

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

町長に、平等性という観点で議案第 48 号水道会計についてお尋ねします。今回、ここに提案の

理由が新型コロナウイルス感染症に係る活動制限により全国的に、読まれたとおりです以下ですね。3か月分を基本料金を減免するという事なんですが、平等性から言って、まだ上水道を繋げていない所もあるんです。更には、先ほどの水道課長の答弁の中で、3,260件全契約にこれを3か月分するという事は、1世帯で2つの契約もあるのではないかと。あるんです、例えば自分の自宅と倉庫とか。あるのではないかと思うんです。そうすると、1世帯に2つの合計6か月分の減免ということになる。もう1つ最初に言った上水道が無い所、1950円の3か月分5850円です。この平等性はどうか考えられますか。どう捉えられますか。教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず、水道を使っていない方は、元々料金が使っておられませんから。水道料の、この減免というのは、水道料に加入しただけでございまして、その世帯が2つあるということございしますが、全世帯となっておりますので、基本料は今まで納めていらっしゃる方の減免をするということございまして、私は、平等性は保たれているのかなと思っております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、森敏則君。

○10番（森敏則君）

町長、提案の理由をよく見てくださいよ。提案の理由、もう一回読みましょうか、漢字知らないなら。新型コロナウイルス感染症に係る活動制限により全国的に住民生活や経済への圧迫がすすむ中で、今回所得減等の影響を受けた世帯に確実に届く支援として。これは全世帯に配るということなんです。そうすると、基本料金を払っていない、契約していない所はコロナウイルスに関係ないんですかということになるんですよ。提案の理由がおかしいんです、そうなると。今の町長の答弁からすると、おかしいでしょう。つじつまが合わないでしょう。違いますか。私が言っているのがおかしいですか。おかしいならおかしいと言ってください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

コロナウイルスの影響というのは、お金を払っておられる所には影響があるということで私は減免をするということございまして。例えば、水道を使っておられない方は、ずっと基本料も払っておられなくて、例えば他の水を使っておられると思うんです。ですから、水道料金の減免というのは、私は平等性は保たれていると思います。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、森敏則君。

○10番（森敏則君）

提案の理由の中に、活動制限による全国的に住民生活や経済への圧迫。これは契約している人もしていない人もあるんですよ、それを言っているんです。それが今の答弁ですか。おかしいでしょ

う。おかしいと思わないですか。私はおかしいと思います。町長がそれで良いならそれで良い。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

料金を払ってこられた方に対して、例えば、経済的な圧迫というのは今までも出ましたように大学生をやっておられる家庭とか、そういういろいろ意見も出ましたから。私は、基本料金を払ってこられた方に対してするというごさいます。例えば、全国の10万円の給付金も、お金持ちもそうでない人も全部一律にきたということもたぶんそういうことに関連してくるのかと私は思っております。ただ、今回は水道料金でございまして、経済的な圧迫を受けるのは、他のことでも、給料は減らなくても、いろんな子どもさんの養育とか何とかで影響を受けているのではないかと、基本料を払っておられる方を減免するというごさいます。以上でございまして。

○——△——

特に。

○議長（吉永秀俊君）

許可しません。

他に質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

それではこれで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号は、産業建設文教常任委員会に付託します。付託しますのでここで詳しく聞いてください。

次に、お諮りします。議案第49号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号令和2年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

## 日程第 21 議案第 50 号 東彼杵町教育委員会委員の任命について

### ○議長（吉永秀俊君）

次に、日程 21、議案第 50 号東彼杵町教育委員会委員の任命についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

### ○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 50 号東彼杵町教育委員会委員の任命についてでございます。

今回、お願いをいたしております任命する者の住所、氏名。住所、東彼杵町小音琴郷 2127 番地。氏名、長下亜希。生年月日、昭和 53 年 4 月 7 日生。

長下亜希さんは、広島大学教育学部をご卒業後、九州医療専門学校でも学ばれ、小学校教諭、養護学校教諭の 1 種免許も取得され、社会福祉士の資格もお持ちの方でございます。子どもさんも、東彼杵中学校と彼杵小学校にいらっしゃいます。

任期は、令和 2 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの 4 年間となります。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

### ○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 50 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 50 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 50 号を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場出入口施錠）

### ○議長（吉永秀俊君）

ただいまの出席議員数は 10 名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 9 番、橋村孝彦



君、10番、森敏則君を指名します。

それでは、ただいまから投票用紙を配布します。

(投票用紙配布)

○議長(吉永秀俊君)

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉永秀俊君)

配布漏れなしと認めます。

次に投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(吉永秀俊君)

投票箱は異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。事務局長。

○事務局長(有川寿史君)

それでは読み上げます。1番、林田二三議員、2番、立山裕次議員、3番、口木俊二議員、4番、浪瀬真吾議員、5番、大石俊郎議員、6番、尾上庄次郎議員、7番、後城一雄議員、8番、浦富男議員、9番、橋村孝彦議員、10番、森敏則議員。

○議長(吉永秀俊君)

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉永秀俊君)

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。9番、橋村孝彦君、10番、森敏則君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(吉永秀俊君)

それでは、投票の結果を報告します。投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票です。有効投票のうち賛成10票、反対0票、以上のとおり賛成が多数でございます。したがって、議案第50号東彼杵町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

議場出入口を開けます。

(議場出入口開錠)

日程第22 報告第13号 継続費に関する報告について

(令和元年度東彼杵町一般会計)

日程第 23 報告第 14 号 繰越明許費に関する報告について  
(令和元年度東彼杵町一般会計)

日程第 24 議案第 15 号 繰越明許費に関する報告について  
(令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計)

○議長 (吉永秀俊君)

次に、日程第 22、報告第 13 号継続費に関する報告について (令和元年度東彼杵町一般会計)、日程第 23、報告第 14 号繰越明許費に関する報告について (令和元年度東彼杵町一般会計)、日程第 24、報告第 15 号繰越明許費に関する報告について (令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計)、以上 3 件を一括議題とします。本件について、説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

それでは、報告第 13 号継続費に関する報告、報告第 14 号繰越明許費に関する報告、以上 2 件につきましては税財政課長に説明をさせます。報告第 15 号繰越明許費に関する報告は、健康ほけん課長に説明させます。よろしくお願ひいたします。

○議長 (吉永秀俊君)

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長 (山下勝之君)

町長に代わり、報告第 13 号についてご説明いたします。添付しております令和元年度東彼杵町一般会計継続費精算報告書にて報告させていただきます。

対象の事業名は、大野原高原線道路改良事業になります。全体計画の総事業費 5600 万円のうち、実績額は、平成 30 年度 1800 万円、令和元年度 3173 万 8320 円、合計 4973 万 8320 円となります。

継続費設定分につきましては事業が完了しましたので、以上精算報告させていただきます。

続きまして報告第 14 号につきましても、添付しております令和元年度東彼杵町一般会計繰越明許費繰越計算書で報告させていただきます。まず、表に記載の 13 事業について繰り越しいたしました。金額欄は議決をいただいた限度額で、合計 2 億 463 万 2000 円になります。実際に繰り越しました翌年度繰越額は、合計で 1 億 9797 万円、その右の欄につきましては翌年度繰越額の財源の内訳となります。

それぞれの事業につきまして、進捗率と完了予定について報告いたします。

まず一番上の、戸籍総合システムクラウド移行業務委託は、進捗率 80%で 7 月末完了予定です。次の母子保健副本登録業務委託は、進捗率 90%で完了予定は 6 月末になります。木場本線道路改良事業は、進捗率 60%で完了予定は 7 月末になっております。県道千綿溪線改良事業地元負担金は、進捗率 30%、完了予定は 9 月末になります。深澤道路改良事業につきましては、進捗率 0%、完了予定は令和 3 年 3 月末になります。防火水槽設置工事は、進捗率 20%、完了予定は 9 月末になります。学校高速ネットワーク整備工事は、進捗率 0%、完了予定は 10 月末になります。旧千綿中学校屋外階段基本設計業務委託は、進捗率 100%、4 月に完了しております。千綿中学校閉校記念誌印刷製本業務は、進捗率 50%、完了予定は 6 月末になります。千綿中学校閉校記念碑設置工事は、進捗

率 40%、完了予定は 6 月末になります。学校高速ネットワーク整備工事につきましては、進捗率 0%、10 月完了予定です。31 年農地等災害復旧事業は、進捗率 100%、5 月に完了しております。31 年公共土木施設災害復旧事業につきましては、進捗率 80%、8 月末の完了予定です。報告第 14 号については以上になります。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

次に、町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

報告第 15 号について町長に代わりまして説明します。令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書に基づいて説明いたします。1 款総務費 5 項計画策定委員会費の中の事業名、介護保険事業計画策定業務委託、金額 90 万円で、翌年度繰越額 89 万 7000 円です。進捗率は 90%で、完了予定は 6 月末となっており、6 月末に完了します。以上です。終わります。

○議長（吉永秀俊君）

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 13 号、報告第 14 号、報告第 15 号を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会（午後 0 時 13 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 後城 一雄

署名議員 浦 富男